

法律名	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
施行日	平成13年 平成15年改正
目的	国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（第1条）
対象者	国、独立行政法人等、地方公共団体、事業者、国民
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>いわゆる、グリーン購入法であり、条文に「事業者及び国民は、物品を購入等する場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする（第5条）」とあり、基本的にバイオマス事業の製品の販売先として、政府・自治体が有望となる根拠法である。</p> <p>国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めなければならない（第6条）とあり、平成15年2月28日の閣議決定で「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が規定されている。その中でバイオマスに関連する公共工事における品目及び判断の基準等は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 盛土材等：建設汚泥から再生した処理土であること。 2) 小径丸太材：間伐材で、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと 3) 園芸資材： <ul style="list-style-type: none"> ・パークたい肥で有機物の含有率、炭素窒素比、炭素窒素比、pH等の基準を満足すること ・下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）で製品に含まれる有害化学物質の含有量が規定の数値以下であること。 4) 再生木質ボード：パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板などで、再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 5) 法面緑化工法：伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法

対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、
ビジネスプロセス	事業計画、マーケティング
関連法	特になし